

重責を担う経営者様、大切な従業員様をサポートする医療保険をご提案します。

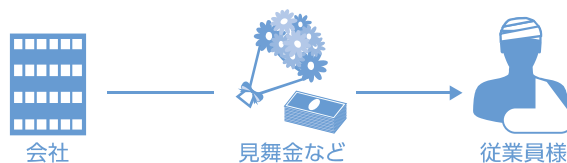
事業保障の備えとして

経営者様・従業員様が、「病気・ケガ」で治療された場合の様々なリスクに対して、給付金を経営資金などに活用することができます。法人受取の場合、休業保障（売上減少対策・法人の資金繰り・見舞金など）に活用できます。



福利厚生の拡充のひとつとして

安心して働ける環境には、福利厚生制度の充実が欠かせません。優秀な人材を確保し、従業員様が安心して働ける職場にするために、医療保険を活用できます。



新しい形の医療保険 REASON

医療保険（無解約戻金2023A）

基本保障に加え、ニーズに合わせて自由に保障を選択できる医療保険。

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、特約で三大疾病^(※1)へも備えられます。

(※1)がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患

給付金の支払事由・支払限度などについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆保障内容

		お支払いする場合		経営者様におすすめ	従業員様におすすめ
				お支払いする金額	
基本保障	月額保障 治療費	治療給付金	病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき 入院 ^(※2) 4か月型 ^(※2) 入院をしたとき 入院中の手術 月数無制限 放射線治療 月数無制限 放射線治療を受けたとき 外来手術 月数無制限 外来によって手術を受けたとき	治療給付金額 20万円の場合 いずれかに該当した月ごとに1回 20万円 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。	治療給付金額 10万円の場合 いずれかに該当した月ごとに1回 10万円 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。
				外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円
	日額保障 諸経費	疾病入院給付金 災害入院給付金 通院給付金	病気・ケガによって入院をしたとき 入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき 往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療も保障	入院給付金日額 20,000円の場合 1日につき 20,000円 通院給付金日額 10,000円の場合 1日につき 10,000円	入院給付金日額 5,000円の場合 1日につき 5,000円 通院給付金日額 5,000円の場合 1日につき 5,000円
選べる特約・特則	三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病保険料払込免除 ^(※3) (上皮内新生物保障特則付き)	がん(悪性新生物)・上皮内新生物 ^(※3) と診断確定されたときや、心疾患・脳血管疾患による手術または所定の入院をしたとき	免除事由に該当したとき 以後の保険料のお払込みは不要 保障は継続します	
	三大疾病無制限治療特約	三大疾病無制限治療給付金	がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患の治療を目的とする治療給付金の支払限度月数をこえる入院をしたとき ^(※4)	特約給付金額 20万円の場合 該当した月ごとに1回 20万円	特約給付金額 10万円の場合 該当した月ごとに1回 10万円
	三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院給付金	がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患の治療を目的とする疾病入院給付金の支払限度日数をこえる入院をしたとき ^(※5)	特約給付金額 20,000円の場合 1日につき 20,000円	特約給付金額 5,000円の場合 1日につき 5,000円
	三大疾病一時金特約	三大疾病一時金 上皮内新生物一時金 ^(※6) (上皮内新生物一時金特則付き)	がん(悪性新生物)・上皮内新生物 ^(※6) と診断確定されたときや、心疾患・脳血管疾患による手術または所定の入院をしたとき	特約給付金額 200万円の場合 該当した年ごとに1回 200万円 上皮内新生物給付割合 100%の場合 ^(※7) 該当した年ごとに1回 200万円	特約給付金額 50万円の場合 該当した年ごとに1回 50万円 上皮内新生物給付割合 10%の場合 ^(※7) 該当した年ごとに1回 5万円

(※2) 支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)「上皮内新生物保障特則」を付加した場合に保障されます。(※4) 治療給付金が支払われる場合は、お支払いしません。主契約の規定により、外来手術のみを受けたものとみなされる月については、主契約の治療給付金として2.5万円が支払われるため、特約給付金額から2.5万円を差し引いた金額をお支払いします。(※5) 疾病入院給付金・災害入院給付金支払われる場合は、お支払いしません。(※6)「上皮内新生物一時金特則」を付加した場合に保障されます。(※7) 上皮内新生物給付割合は、10%・100%のどちらかを選択することができます。

⚠ 三大疾病保険料払込免除特約と三大疾病一時金特約は、がん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、**3か月**の待ち期間(保障されない期間)があります。

●上記の他にも、様々なリスクに備えて特約や特則をプラスできます。 ●記載の保障内容などは2024年8月19日現在のものです。

⚠ 詳しくは「契約概要」等をご確認ください。

	事業保障		福利厚生	
契約者	法 人	法 人	法 人	法 人
被保険者	特定の役員・従業員 (特定加入)	特定の役員・従業員 (特定加入)	役員・従業員 (全員加入／普遍的加入)	役員・従業員 (全員加入／普遍的加入)
給付金受取人	法 人	特定の役員・従業員 (特定加入)	法 人	役員・従業員 (全員加入／普遍的加入)
法人にとって 保険料は	損金(支払保険料)	損金(給与)(※1)	損金(支払保険料)	損金(福利厚生費)(※2 (※3)
被保険者にとって 保険料は	――	給与として 所得税・住民税課税	――	――(※3)
給付金は	会社が受取り、雑収入	役員・従業員が受取り、非課税	会社が受取り、雑収入	役員・従業員が受取り、非課税
	①会社から見舞金適正額を支給した場合 ●役員・従業員からすると非課税 ●会社からすると損金 ②見舞金適正額を超えて支給した場合(※4) 超えた金額が ●役員・従業員からすると給与となり所得税、住民税課税 ●会社からすると ・従業員分は損金 ・役員分は損金不算入	――	①会社から見舞金適正額を支給した場合 ●役員・従業員からすると非課税 ●会社からすると損金 ②見舞金適正額を超えて支給した場合(※4) 超えた金額が ●役員・従業員からすると給与となり所得税、住民税課税 ●会社からすると ・従業員分は損金 ・役員分は損金不算入	――

(※1) 特定加入の場合、保険料が特定の役員・従業員に対する給与とみなされ、所得税等の源泉徴収の問題や個人に対する給与所得課税の問題が生じます。

(※2) 給付金受取人を役員、従業員にしている場合で、福利厚生費として損金算入するためには、原則として、全員加入が条件ですが、勤続何年以上、年齢何歳以上というように全従業員公平な条件であれば、普遍的に加入しているものと判断し、特定の者だけが加入していることには該当しないとされています。

(※3) 役員または従業員の全部、または大部分が同族関係者である法人については、その同族関係者である役員、または従業員の給与所得として課税対象になります。

(※4) 社会通念上相当と判断されない場合は、その見舞金の金額のうち社会通念上相当な額を超える部分の金額が「役員給与・給与」となります。この場合、所得税等の源泉徴収の問題や個人に対する給与所得課税の問題が生じます。また、役員賞与(臨時の給与)に該当する場合には、原則として損金不算入になります。

社会通念上相当な額とは、支払いを受けた人の社会的地位、その他に照らしてその支給額が相当と認められる額です。

●経理処理についてのご注意

- ・ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと(ちらし)」「ご提案書(保険設計書)」を参照のうえ、税務の取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。
- ・税務の取扱い等については、2023年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もあります。
- ・「支払保険料」を損金算入しても、「保険金・給付金」等を法人が受取った場合は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。また、法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません。**
- ・国税庁より新たな通達が施行された場合は、記載の経理処理と異なる取扱いになる場合がありますのでご了承ください。
- ・**税制などの詳細については、税理士あるいは所轄税務署にご相談ください。**
- ・受取人を法人にする場合は『慶弔見舞金規程』を整備し、役員・従業員に周知しておくことをお勧めします。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

株式会社トータル保険サービス



個人コンサルティング部 生保営業室
〒104-0031
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23階
電話 0120-307-024 (平日 9:00 ~ 16:00)
WEBでのお問合せ・資料請求はコチラから →
<https://forms.office.com/r/ey0ibQaxhH>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。